



鳥取県公報

平成 23 年 1 月 28 日 (金)
第 8 2 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (43) (福祉保健課) 2
	コキンバイ保護管理事業を行う者の氏名の変更 (44) (公園自然課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (45) (経済通商総室) 3
	種畜証明書の書換交付 (46) (畜産課) 3
	土地収用法による事業の認定 (47) (技術企画課) 3

告 示

鳥取県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	通所介護	平成23年1月1日
有限会社しんせい	鳥取市吉方温泉一丁目455	小規模多機能型居宅介護事業所 ふくべ友和苑	鳥取市福部町湯山967-3	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	介護予防通所介護	平成23年1月1日
有限会社しんせい	鳥取市吉方温泉一丁目455	小規模多機能型居宅介護事業所 ふくべ友和苑	鳥取市福部町湯山967-3	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃

鳥取県告示第44号

平成21年鳥取県告示第458号（コキンバイ保護管理事業計画の認定について）により告示した、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づく保護管理事業について、次のとおり変更があったので、告示する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更年月日 平成22年8月17日
- 2 変更事項 保護管理事業を行う者の氏名
 変更前 氷ノ山ネイチャークラブ 代表 山本 賢二
 変更後 特定非営利活動法人氷ノ山ネイチャークラブ 理事長 山本 賢二

鳥取県告示第45号

平成22年鳥取県告示第574号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）グンゼ開発 倉吉商業施設に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

(1) 交通安全について

ア 横断歩道近くに歩道をまたがる出入口がある。横断歩道を渡る歩行者の安全のため、横断歩道に信号機を設置すること。

イ 県道の歩道は、高齢者や子どもが多いため、歩道を横切る出入口には、事故のないよう終日警備員を配置すること。

(2) 騒音について

夜間の騒音が基準を超えないように十分な配慮をすること。

(3) 24時間営業について

特に深夜において、青少年のたまり場にならないよう考慮すること。

2 縦覧に供する期間

平成23年1月28日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市葵町722 倉吉市産業部商工観光課

鳥取県告示第46号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平22鳥取県1第84号	種畜の名前の変更	安美津	北安栄

鳥取県告示第47号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

鳥取市

2 事業の種類

鳥取市弓道場建設事業

3 起業地

(1) 取用の部分 鳥取市布勢字水入及び字真崎西分地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

鳥取市弓道場建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鳥取市は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、現在の老朽化した鳥取市弓道場を鳥取市布勢字水入及び字真崎西分地区内に位置する土地（以下「本件土地」という。）に新しい施設として整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、近的競技及び遠的競技を行う機能を有した新しい弓道施設を整備するものであり、部活動の合同練習、弓道教室等の多人数の利用にも対応できる練習環境の整備を図るとともに、中国大会規模の大規模大会の開催にも対応できる施設環境を整備するものであり、この施設により、スポーツ活動の推進及び経済活動の推進に寄与し、鳥取市の弓道の普及及び発展に繋がることが見込まれる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施行することにより、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

また、本件土地は埋蔵文化財包蔵地ではないが、隣接地が埋蔵文化財包蔵地であることに配慮し、事前に試掘調査を行い、埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保存担当機関の指示に従い、埋蔵文化財に影響が及ばないように対応するものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、鳥取市弓道場建設検討委員会の提言をもとに、事業に必要な面積が確保されること、交通の利便性が高いこと、近隣に在する公的施設・運動関連施設との一体利用ができること等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を取用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、第8次鳥取市総合計画の趣旨に沿った新たな弓道競技の拠点施設を整備することで、鳥取市の弓道の競技力の更なる向上を図るとともに、市民体育祭の弓道競技並びに鳥取市の中学校及び県東部地域の高等学校の弓道大会の会場として多くの市民に利用されることにより、健康の増進及び体力を向上

させる生涯スポーツ社会の実現を図ることができることから、早急に整備すべき事業と認められる。

また、現在の鳥取市弓道場は、県東部地域の弓道競技の拠点施設として長い間利用されているが、建築から40年余りが経過しているため、老朽化が激しく、補修を余儀なくされていること及び鳥取市が実施する鳥取城跡整備事業に伴い、平成24年度を目処に、撤去する計画が提案されており、これに代わる新弓道場の早期建設が求められている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

鳥取市上魚町39

鳥取市役所